

第 8 号

熊本県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
熊本県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
(熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年熊本県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第15条の表、第16条の表、第17条の表、第25条の表、第26条の表及び第27条の表中「及び第5項」を「、第5項及び第6項」に改める。

第28条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第29条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業(」を削り、「第19条第1項に規定する」を「第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する」に、「をいう。以下同じ」を「(以下「第1号部分休業」という)」に改め、「、正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて」を削り、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第29条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第29条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定

める時間)

第29条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第29条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(第31条において「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第30条第1項中「職員(会計年度任用職員を除く。)」が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第31条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第31条 育児休業法第19条第6項において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年熊本県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第15条の4を第15条の5とし、第15条の3を第15条の4とし、第15条の2の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第15条の3 任命権者は、熊本県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年熊本県条例第14号)第32条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 熊本県職員等の育児休業等に関する条例第32条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求、申告又は申出に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部改正）

第3条 次に掲げる条例の規定中「一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改める。

(1) 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和32年熊本県条例第40号）第14条第2項

(2) 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年熊本県条例第46号）第17条第2項

(3) 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成20年熊本県条例第11号）第22条第2項

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第1条中第15条の表、第16条の表、第17条の表、第25条の表、第26条の表及び第27条の表の改正規定並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の

規定による改正後の熊本県職員等の育児休業等に関する条例第29条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

- 3 任命権者は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の3第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。